

# 様式集

様式の根拠とその略した表示は以下のとおりです。

都市計画法施行規則	省令
開発許可制度運用指針	運用指針
群馬県開発行為等に関する規制に関する規則	県規制規則
群馬県開発登録簿閲覧規則	県閲覧規則
群馬県開発行為等の特例に関する取扱要綱	県特例要綱

省令 別記様式第2、第2の2（第16条関係）

開発行為許可申請書

第1項 都市計画法第29条の規定により、 第2項 開発行為の許可を申請します。 年 月 日 群馬県知事 殿 土木事務所長 許可申請者 住所 氏名		※ 手数料欄	
開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者住所氏名	
	5	工事着手予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8	法第34条の該当号及び該当する理由	
	9	その他必要な事項	
※ 受付番号			
※ 許可に付した条件			
※ 土木事務所受付欄		※ 建築課受付欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	
		※ 決 裁 欄	
		※ 許 可 番 号 欄	
		年 月 日	
		第 号	
		係員氏名	

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等  
 工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受け  
 ることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行わ  
 れる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可  
 を受けたものとみなされます。
- 3 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特  
 定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及  
 び代表者  
 の氏名を記載すること。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整  
 区域内において行われる場合に記載すること。
- 7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令  
 による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

## 県規制規則 別記様式第1号(規格A4) (第3条関係)

## 設 計 説 明 書

設計の方針							
	工 区 名		工 区 面 積		着手予定年月日	完了予定年月日	
工区計画			m <sup>2</sup>		年 月 日	年 月 日	
開発区域内の土地の現況	地域地区	区 域 区 分		用 途 地 域		その他の地域地区	
		<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域					
	地目別概要		宅 地	農 地	山 林	公共施設用地	その他の用地
面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
比 率	%	%	%	%	%	%	100
土地利用計画		宅 地 用 地	公共施設用地	公益施設用地	その他の用地	合 計	
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比 率	%	%	%	%	%	100
街区の設定計画	街区数	街区	最大街区面積	m <sup>2</sup>	街区最長辺長	m	
	最大区画面積	m <sup>2</sup>	最小区画面積	m <sup>2</sup>	平均区画面積	m <sup>2</sup>	
	予定建築物名 又は 予定特定工作物名				その他	合 計	
	区画数						
公共施設の整備計画概要		道路用地	公園用地	排水施設用地	その他	合 計	
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比 率	%	%	%	%	%	100
公益施設の配置計画概要	施設名				その他	合 計	
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比 率	%	%	%	%	%	100

注 1 設計の方針欄は、当該開発行為の目的及び開発計画の設計に関して特に留意したことを記入すること。

2 公益施設の配置計画概要欄には、小学校、保育所、診療所、日用品の店舗等を記入すること。

県規制規則 別記様式第1号付表1（規格A4）

従前の公共施設の管理等一覧表

従前の公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止付替の幅別	概要			従前の公共施設の有無			有無
			延長	幅員 (管径)	面積	管理者名	同意の有無	所有者名	摘要
			m	m	m <sup>2</sup>				
<p>注 1 開発区域内にある従前の公共施設に関して記入すること。                  2 従前の公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。                  3 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要欄にその旨記入すること。                  4 概要欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については法部分等を含めた道路敷の面積を記入すること。</p>									

## 県規制規則 別記様式第1号付表2(規格A4)

新たに設置される公共施設の管理者等一覧表

新設する 公共施設 の名称	新旧対照 図に伏し た番号	概 要			新旧の公共施設の有無		有 無
		延 長	幅 員 (管径)	面 積	管 理 する こととなる 者の名称	協 議 成 立 又は協議中 の 別	摘 要
		m	m	m <sup>2</sup>			
<p>注 1 開発区域内に新設する公共施設に関して記入すること。  2 新設する公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。  3 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要欄にその旨記入すること。  4 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号及び幅員等を摘要欄に記入すること。  5 概要欄の道路の幅員については、有効幅員を、道路の面積については法部分を含めた道路敷の面積を記入すること。</p>							

県規制規則 別記様式第1号付表3（規格A4）

付替えに係る公共施設の管理者等一覧表

従前の公共施設			付替え(新設)に係る公共施設		付替えに係る公共施設の有無		有無
名称	新旧対照図に付した番号	土地所有者	名称	旧対照図に付した番号	付替え後における従前の公共施設用地の帰属	摘要	
<p>注 1 法第40条第1項の規定による公共施設の付替えをする場合に記入すること。                  2 付替えに係る公共施設欄には、従前の公共施設に対応する公共施設の名称及び番号を記入すること。</p>							

県規制規則 別記様式第6号(規格A4) (第6条関係)

【廃止：平成31年4月1日から】

設計概要書

設計の方針									
	開発区域内の土地の現況	地域地区	区域区分		用途地域		その他の地域地区		
		地目別概要	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他の用地	合計	
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
比率	%	%	%	%	%	%	100		
土地利用計画	面積	宅地用地	公共施設用地			その他の用地	合計		
		道路用地	排水施設用地	その他の用地	小計				
	比率	%	%	%	%	%	%	100	
	公共施設一覧表								
従前・新設の別	公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止付替え拡幅等の別	概要 延長	幅員 (管径)	面積	管理者の名称	同意又は協議成立の有無	摘要
				m	m	m <sup>2</sup>			
<p>注 1 設計の方針欄には、当該開発行為の目的、開発区域を工区に分けた場合における工区数、工区ごとの面積及び完了予定年月日、当該開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入すること。</p> <p>2 公共施設の所有者と管理者が異なる場合は、摘要の欄に所有者の名称を記入すること。</p> <p>3 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。</p>									

県規制規則 別記様式第2号（規格A4）（第5条関係）

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住所  
氏名 様

権利者 住所  
氏名 印

私が権利を有する次の物件について開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。  
なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があつても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	摘要
		m <sup>2</sup>		

注 同意書に同意した者の本人確認資料として「印鑑証明書」によらない資料を添付した場合には、押印を省略することができる。

## 県規制規則 別記様式第2号付表(規格A4)

## 開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在地及び地番	面積	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要
		m <sup>2</sup>				
<p>注 1 物件の種類欄には、土地、建物等の種別を記入すること。</p> <p>2 権利の種類欄には、所有権、抵当権等の別を記入すること。</p> <p>3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。</p> <p>4 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入すること。</p>						

省令 別記様式第3（第16条関係）

資 金 計 画 書

1 収支計画

（ 単位 千円 ）

科 目		金 額
収 入	処分収入 宅地処分収入 補助負担金  計	
	用地工事費 整地工事費 道路工事費 排水施設工事費 給水施設工事費  附帯工事費 事務費 借入金利息  計	

2 年度別資金計画

( 単位 千円 )

科 目		年 度		年度	計
		年度	年度		
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息  借入償還金				
	計				
収 入	自己資金 借入金  処分収入 宅地処分収入  補助負担金				
	計				
借入金の借入先					

県規制規則 別記様式第4号（規格A4）（第6条関係）

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日						
群馬県知事 あて 土木事務所長						
許可申請者			住所 氏名			
次のとおり申告します。						
設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数	人 (うち土木建築関係技術者 人)					
前 年 度 事 業 量	千円	資 産 総 額	千円			
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円		
主たる取引金融機関						
工事監理者住所氏名						
役員 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資 格 免 許 学 歴 其 他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅 地 造 成 経 歴	工 事 名	工 事 施 行 者 名	工 事 施 行 場 所	面 積	許認可番号年月日	着工・完了年月
				m <sup>2</sup>	年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
<p>注 1 申告者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建築業法による建設業者登録等について記入すること。</p> <p>3 添付図書                  (1) 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書                  (2) 法人の登記事項証明書</p>						

(参考様式)

## 暴力団員等に該当しない旨の誓約書

私(当法人を含む。)は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく許可申請を行うに当たって、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、知事が必要と認めた場合には、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

私(当法人を含む。役職・氏名等は次表のとおり。)は次の1から3のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所

※法人の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 2 法人であって、その役員の中に1に該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

年 月 日

群馬県知事 様

申請者

住所

氏名

⑨

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

県規制規則 別記様式第3号（規格A4）（第5条関係）

設計者の資格に関する申告書

年 月 日					
群馬県知事 土木事務所長 設計者 住所 氏名					
次のとおり申告します。					
等 建 築 士 法 に よ る	資 格 内 容		取得年月日	登録又は合格の番号	
	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 技 術 士 (                      部門 ) <input type="checkbox"/> そ の 他 (                      )		年 月 日		
学 歴	学校の名 称	学部及び学科	所 在 地	修 業 年 限	
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在職期間(合計年月)	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
設 計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	施 行 場 所	面 積	許認可の番号及び年月日
					第    号 年 月 日
					第    号 年 月 日
					第    号 年 月 日
					第    号 年 月 日
					第    号 年 月 日
					第    号 年 月 日
都市計画法施行規則第19条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	
注 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。 3 都市計画法施行規則第19条に規定する資格を有することを証する書類を添えること。					

県規制規則 別記様式第5号（規格A4）（第6条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

群馬県知事 土木事務所長 あて	年 月 日  工事施行者 住所 氏名
次のとおり申告します。	
許可申請者氏名	
開発区域に含まれる地域の名称	
設立年月日	年 月 日
法令による登録等	資 本 金 円
従 業 員 数	事 務 技 術 労 務 計
	人 人 人 人
前年度納税額	法人税又は所得税 千円 事業税 千円
主たる取引金融機関	
建設業法第26条による主任技術者住所氏名	
技術者略歴	職 名 氏 名 年 齡 在社年数 資格 免許 学歴 その他
	歳 年
	歳 年
	歳 年
	歳 年
宅地造成工事等施行経歴	注 文 主 名 元 請 ・ 下 請 の 別 工 事 施 行 場 所 面 積 許 認 可 番 号 ・ 年 月 日 完 了 年 月
	m <sup>2</sup> 年 月 日 第 年 月
	m <sup>2</sup> 年 月 日 第 年 月
	m <sup>2</sup> 年 月 日 第 年 月
	m <sup>2</sup> 年 月 日 第 年 月
	m <sup>2</sup> 年 月 日 第 年 月
注 1 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。 3 添付図書 (1) 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書（ただし、建設業許可を得ている場合は省略可） (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書）	

### 分家住宅許可申請に係る説明書及び念書

年 月 日

様

許可を受けた「分家住宅」は自己居住用で利用（入居）することを誓約し、他の第三者等が利用（入居）したときは、違反として処分されても異存はありません。

1	住所・氏名  年齢・電話  住所・氏名  年齢・電話	印	電 話	年齢	歳
		印	電 話	年齢	歳
2	職業又は勤務先所在地・名称 職業又は勤務先所在地・名称				
3	家族状況（現在の住まいで同居している家族をすべて記載）				
	氏 名	続柄	生年月日	職業等	申請地に同居の有無
4	現在住居の状況（土地及び建築物の所有者等記入）				
5	分家住宅の建築費とその資金				
6	申請地に転居する理由、職業（職業とは今後の職業の勤め先等）				

注 本書を提出した者の本人確認資料として「印鑑証明書」によらない資料を添付した場合には、押印を省略することができる。

法第34条第1号該当(日常生活に必要な店舗等関係) 事業計画書

申請者住所																						
申請者氏名																						
予定建築物 用途・規模等	1) 業種名	2) 産業分類番号																				
	3) 建築物用途																					
	4) 構造・階数	造 階建て																				
	5) 延床面積	m <sup>2</sup>																				
	6) 管理部分面積	m <sup>2</sup>																				
	7) 建築物所有者名																					
	営業概要	1) 取引状況 ・主な取引先 ・取引品目 (仕入れ先からの証明書等を添付)																				
2) 従業員数 人 (常勤者 人、パート 人)																						
3) 営業時間 時 分 ~ 時 分																						
4) 資格 ・営業上必要とする資格 ・有資格者名 ・従業員であるか 有 ・ 無																						
資金計画	○建築・開業に係る資金計画 <table border="0"> <tr> <td>【経費】</td> <td></td> <td>【資金調達】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地造成費</td> <td>千円</td> <td>自己資金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>建築費</td> <td>千円</td> <td>融資等</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>千円</td> <td>その他</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>[計]</td> <td>千円</td> <td>[計]</td> <td>千円</td> </tr> </table> ※残高証明書、融資証明書を添付のこと		【経費】		【資金調達】		土地造成費	千円	自己資金	千円	建築費	千円	融資等	千円	その他	千円	その他	千円	[計]	千円	[計]	千円
【経費】		【資金調達】																				
土地造成費	千円	自己資金	千円																			
建築費	千円	融資等	千円																			
その他	千円	その他	千円																			
[計]	千円	[計]	千円																			
支持世帯数	・支持世帯数 戸 ・半径1km以内の同種店舗の有無 有( 店舗)・無																					

記載のとおり相違ありません

年 月 日

申請人氏名

法第34条第1号該当（公益上必要な建築物関係） 事業計画書

申請者住所		
申請者氏名		
用途・規模等 営業概要	建築物用途	
	構造・階数	造 階建て
	延床面積	m <sup>2</sup>
	事業内容	
	建築物所有者名	
関係施設との位置関係		
既存集落	市街化区域部の建物を含み50戸以上の連たんがあるか 有 ・ 無 (町立小中学校、町立義務教育学校、放課後児童クラブ除く)	
接道長さ	m	
用途の基準 (用途の下の カッコ内は所 管する関係課 等) (該当する物 に○)	公立小中学校（県当該主管課）	通学区域を勘案し、適切な位置にあるか。
	診療所・助産所（県当該主管課（伊勢崎保健福祉事務所総務企画係、館林保健福祉事務所地域支援第二係））	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院施設の場合 県の医療施策の観点から支障が無く、国の設置運営基準に適合するか。</li> <li>併用住宅の場合 診療所又は助産所の部分が全体面積の過半であり、同一棟であるか。</li> </ul>
	老人居宅介護事業施設 (県介護高齢課居宅サービス係（地域密着型施設の場合は当該町）) 老人デイサービスセンター（県当該主管課（介護高齢課居宅サービス係）) 小規模多機能居宅介護（当該町） 複合型サービス福祉事業（当該町）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県（地域密着型施設の場合は当該町）の福祉施策の観点から支障がなく、その設置及び運営が国の定める基準に適合するか。</li> </ul>
	保育所・認定こども園 (県当該主管課（子育て青少年課保育係）、当該町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の保育計画に適合し、その設置及び運営が国の定める基準に適合するか。</li> </ul>
	放課後児童クラブ、児童館 (当該町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象小学校から適切な位置にあるか（放課後児童クラブのみ）。</li> <li>町の整備計画に適合しているか。</li> </ul>

記載のとおり相違ありません

年 月 日

申請人氏名



（参考様式）

関 連 他 法 令 許 可 等 一 覧 表

種 別	適用の有無	許可・承認等の状況	許可、承認等 年 月 日 番 号※	許可、承認等権者名
放流同意	有・無	未申請・手続中・同意済	○年○月○日 第○○○号	例：○○水利組合
道路工事施工承認	有・無	未申請・手続中・承認済	○年○月○日 手続き完了見通し	例：○○町長
道路占用許可	有・無	未申請・手続中・承認済		例：○○町長
河川保全区域における行為の制限許可	有・無	未申請・手続中・許可済		例：○○土木事務所長
雨水浸透阻害行為許可	有・無	未申請・手続中・許可済		例：知事
農地転用許可	有・無	○年○月○日申請済		例：○○町長
農地転用届	有・無	未届・手続中・届出済		例：○○町長
消防水利の基準4条関係協議書等の写し	有・無	未協議・協議中・協議済		例：○○消防長
※消防の用に供する貯水施設を設置する場合は、別途32条協議書を添付する。				

※：許可、承認等の手続きが未了の場合は、手続き完了の見通しを記入。

備考：申請書「その他必要な事項」欄に記入した場合、添付不要。

注意：開発工事に際し、他法令に基づく許可等が必要な場合は、申請者の責任において当該手続きを完了すること。

（参考様式）

指定集落内建物（住宅）許可申請に係る説明書

年 月 日

申請者 住所  
氏名

「群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」第3条第5号の規定に基づく開発許可等の基準に関する適合状況は次のとおりです。

記

(以下の1から6のすべてに該当すること。)		
1 申請地には令第29条の9各号に掲げる区域が含まれていないこと。		
チェック欄	項 目	
	申請地には令第29条の9各号に掲げる区域が含まれていないこと。（令第29条の9第6号（水防法に基づく浸水想定区域）については、知事が指定する区域（県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく指定区域）を含めることができる。）	
2 申請地は、申請地は、次のいずれかに該当すること。（開発区域区域図に明示）		
チェック欄	項 目	
	大規模指定集落内	
	（周辺区域ア）当該大規模指定集落と申請地を含む半径100mの円の区域内におおむね30の建築物の敷地が存する区域。	
	（周辺区域イ）当該大規模指定集落と申請地を含む短辺100m、長辺300mの矩形の区域内におおむね30の建築物の敷地が存する区域。	
3 申請者は、次のいずれかに該当すること。（線引き：昭和・平成 年 月 日）		
チェック欄	項 目	適合していることを証明する添付図書
	該当中学校区に通算して10年以上居住したことがある者。	住民票又は戸籍附票謄本
	該当中学校区に通算して10年以上勤務したことがある者。	勤務先の法人登記簿謄本等 在職証明書（勤務先の代表者による証明）
	該当中学校区に線引き前から居住している世帯である者の3親等以内である者。	該当中学校区に線引き前から居住している世帯である者の戸籍謄本、戸籍附票謄本 申請者の住民票、戸籍謄本 上記資料で左記（3親等以内等）が証明出来ない場合は、左記内容が分かる公的文書
4 自己の居住の用に供する専用住宅であること。		
チェック欄	項 目	
	自己の居住の用に供する専用住宅である。	
5 規則で定める敷地面積の範囲であること。		
チェック欄	項 目	
	敷地面積は、150㎡以上500㎡以下である。（申請面積 ㎡）	
6 申請者は、次の(1)及び(2)に該当すること。		
(1) 自己の居住の用に供する土地、建築物を所有していないこと。		
チェック欄	項 目	
	自己の居住の用に供する土地、建築物を所有していない。	
	自己の居住の用に供する土地、建築物を所有しているが規則で定めるやむを得ない事情がある。 (やむを得ない事情： )	
(2) 申請地から通勤可能であること。		
チェック欄	項 目	
	申請地から通勤可能である。	
	勤務先名称	
	勤務先所在地	
	通勤手段	
	通勤所要時間	

※各チェック欄は、該当する項目に○印を記入する。

（参考様式）

指定集落内建物（住宅以外）許可申請に係る説明書

年 月 日

申請者 住所  
氏名

群馬県開発審査会提案基準4に基づく開発許可等の基準に関する適合状況は次のとおりです。  
記

（以下の1から10のすべてに該当すること。）

1 申請地は、申請地は、次のいずれかに該当すること。（開発区域区域図に明示）  
（チェック欄は、該当する項目に○印を記入する。）

チェック欄	項 目
	大規模指定集落内 （周辺区域ア）当該大規模指定集落と申請地を含む半径100mの円の区域内におおむね30の建築物の敷地が存する区域。
	（周辺区域イ）当該大規模指定集落と申請地を含む短辺100m、長辺300mの矩形の区域内におおむね30の建築物の敷地が存する区域。

2 申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の場合（知事が指定する区域（県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく指定区域）を除く）は、次のいずれにも該当すること。  
（チェック欄は、適合している場合に○印を記入する。）

チェック欄	項 目
	当該建築計画等において、安全上及び避難上の対策として、建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水深（10cm単位として、10cm未満の値は切上げて適用）以上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。
	申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含まれていないこと。

3 申請者は、次のいずれかに該当すること。（線引き：昭和・平成 年 月 日）  
（チェック欄は、該当する項目に○印を記入する。）

チェック欄	項 目	適合していることを証明する添付図書
	該当中学校区に通算して10年以上居住したことがある者。	住民票又は戸籍附票謄本
	該当中学校区に通算して10年以上勤務したことがある者。	勤務先の法人登記簿謄本等 在職証明書（勤務先の代表者による証明）
	該当中学校区に線引き前から居住している世帯である者の3親等以内である者。	該当中学校区に線引き前から居住している世帯である者の戸籍謄本、戸籍附票謄本 申請者の住民票、戸籍謄本 上記資料で左記（3親等以内等）が証明出来ない場合は、左記内容が分かる公的文書



運用指針 別記様式1

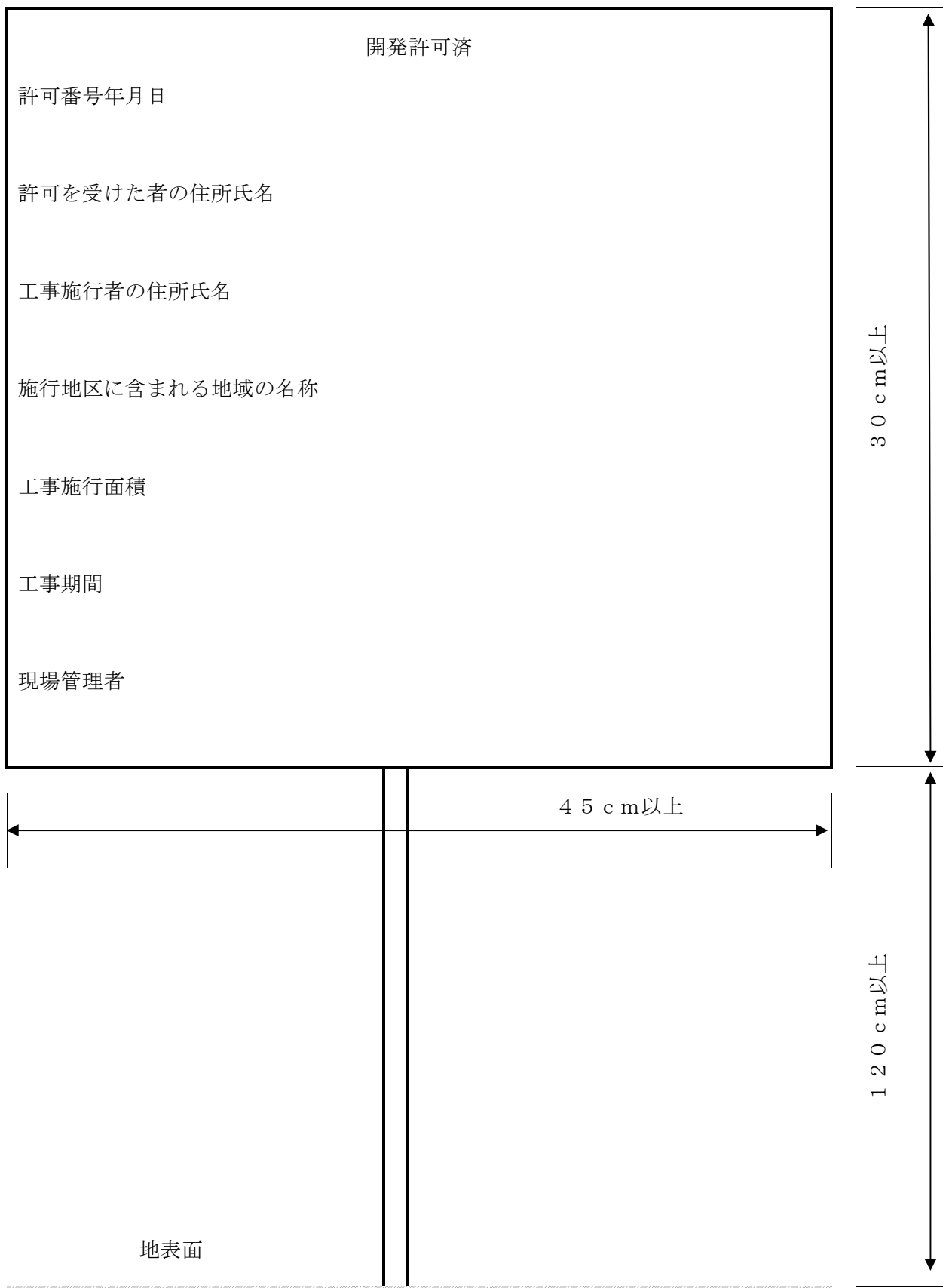
移転計画書

都市計画法第34条第8号の2に規定する市街化調整区域のうち開発不適区域内に存する建築物等及びこれに代わるべき建築物等について、次のとおり申告します。なお、申告の内容に変更が生じた場合には、その理由を添えて直ちに変更内容を申告します。

		従前建築物等	代替建築物等
建築物等の概要	住 所		
	開発不適区域の種類		
	用 途		
	規 模		
	構 造		
建築物等の所有権を有する者	住 所		
	氏 名		
工事予定時期	着手予定年月日	(除却) 年 月 日	(建築・建設) 年 月 日
	完了予定年月日	(除却) 年 月 日	(建築・建設) 年 月 日

備考 代替建築物等の「建築物等の所有権を有する者」の欄については、建築物等の所有権を有することとなる者の住所及び氏名を記載すること。

県規制規則 別記様式第10号(第10条関係)



注 材料は、木版またはトタン板とし、表面は白地とする。

運用指針 別記様式第3

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 群馬県知事 殿 土木事務所長 許可申請者 住所 氏名		※ 手数料欄	
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の面積	平方メートル	
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者の住所氏名		
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別		
	6 法第34条の該当号及び該当する理由		
	7 その他必要な事項		
開発許可の許可番号		年 月 日	建 第 号
変更の理由			
※受付番号			
※変更の許可に付した条件			
※変更の許可の許可番号			
※土木事務所受付欄		※建築課受付欄	※決 裁 欄
年 月 日		年 月 日	年 月 日
第 号		第 号	第 号
係員氏名		係員氏名	係員氏名

- 備考 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 ※印のある欄は記載しないこと。  
 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。  
 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。  
 6 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

運用指針 別記様式第3

開発行為変更届出書

年 月 日

群馬県知事  
殿  
土木事務所長

届出者 住所  
氏名

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の許可番号 年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。



県規制規則 別記様式第11号(規格A4)(第11条関係)

工 事 着 手 届

年 月 日		
群馬県知事 土木事務所長		
届出者 住所 氏名		
次のとおり開発行為に関する工事に着手したので、届け出ます。		
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
開発区域に含まれる地域の名称		
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		
工事施行者の住所及び氏名・連絡先		
※ 土木事務所受付欄	※ 建築課受付欄	※ 処 理 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 現場管理者の欄は、現場における責任者(建設業法でいう現場代理人等)について記入すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。

県規制規則 別記様式第12号（規格A4）（第15条関係）

工事完了公告以前の建築等承認申請書

年 月 日			
群馬県知事 あて 土木事務所長		承認申請者 住所 氏名	
次のとおり承認してください。			
1 開発許可を受けた者の住所及び氏名			
2 開発許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
3 開発区域に含まれる地域の名称			
4 工事の進行現況			
5 建築又は建設しようとする土地の所在及び地番			
6 建築又は建設しようとする土地の面積			
7 建築物等の構造及び規模			
8 建築物等の用途			
9 承認申請の理由			
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決 裁 欄	※承認番号欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

- 注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 ※印のある欄は記載しないこと。

省令 別記様式第8（第32条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

	年 月 日
群馬県知事 殿 土木事務所長	
届出者 住所 氏名	
都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます	年 月
記	
1 開発行為に関する工事を 廃止した年月日	年 月 日
2 開発行為に関する工事の 廃止に係わる地域の名称	
3 開発工事に関する工事の 廃止に係わる地域の面積	

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の氏名及び代表者の氏名を記載すること。

県規制規則 別記様式第19号（規格A4）（第20条関係）

許可を受けた地位の承継届出書

年 月 日			
群馬県知事 あて 土木事務所長			
届出者（承継人） 住所 氏名			
次のとおり許可を受けた地位を承継しました。			
1 許可を受けた者の住所及び氏名			
2 許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
3 許可に係る土地の表示 又は地域の名称			
4 承継年月日	年 月 日		
5 承継の原因			
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決裁欄	※処 理 欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

県規制規則 別記様式第20号(規格A4) (第21条関係)

開発許可を受けた地位の承継承認申請書

都市計画法第45条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。 年 月 日  群馬県知事 土木事務所長 承認申請者 住所 氏名		※ 手数料欄	
1	開発許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
2	自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別		
3	開発許可を受けた者の住所及び氏名		
4	権原取得年月日	年 月 日	
5	権原取得の原因		
※土木事務所受付欄		※建築課受付欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	
		※決 裁 欄	
		年 月 日	
		第 号	
		係員氏名	

- 注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 地位承継を証明する書類を添付すること。  
 3 ※印のある欄は記載しないこと。

省令 別記様式第4（第29条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">工 事 完 了 届 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">群馬県知事 殿 土木事務所長</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">届出者 住所 氏名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">記</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">1 工事完了年月日 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">2 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称</p>	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

備 考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 ※印のある欄は記載しないこと。

## 省令 別記様式第5 (第29条関係)

<p style="margin: 0;">公共施設工事完了届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">群馬県知事 殿</p> <p style="margin: 0;">土木事務所長</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">届出者 住所 氏名</p> <p style="margin: 0;">都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p> <p style="margin: 0;">1 工事完了年月日 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">2 工事を完了した公共施設が存する開発区域 又は工区に含まれる地域の名称</p> <p style="margin: 0;">3 工事を完了した公共施設</p>	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

県規制規則 別記様式第14号（規格A4）（第17条関係）

（ 表 ）

用途地域の定められていない土地の区域における  
建築物の特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書きの規定に基づき、次のとおり建築物の建築の許可を申請します。 年 月 日 群馬県知事 土木事務所長 許可申請者 住所 氏名		※ 手数料欄	
1 開発許可を受けた者の住所及び氏名			
2 開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
3 開発許可を受けた際の建築物の制限の内容	敷地面積に対する建築面積の割合	高さ	壁面の位置
4 建築物を建築しようとする土地		所在 地番 面積	
5 建築しようとする建築物	敷地面積に対する建築面積の割合	高さ	壁面の位置
6 許可申請の理由			
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決 裁 欄	※許 可 番 号 欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

- 注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 ※印のある欄は記載しないこと。

県規制規則 別記様式第14号(規格A4) (第17条関係)

(裏)

建築物概要書

主要用途		建築面積	延べ面積	敷地面積	建蔽率
	申請部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	申請以外の部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%

建築物棟別概要書

棟NO.	工事種別	構造	階数	建築面積	延べ面積	外壁仕上	最高の高さ
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
備考							

県規制規則 別記様式第16号（規格A4）（第18条関係）

予定建築物等以外の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書きの規定により、予定建築物以外の （建築物）の（新築）の許可 （第一種特定工作物）の（改築）の許可 （用途の変更）の許可 （新設）の許可 を申請します。 年 月 日 群馬県知事 土木事務所長 許可申請者 住所 氏名		※ 手数料欄					
1	開発許可年月日及び番号	年	月	日	第	号	
2	工事完了公告年月日	年	月	日			
3	当該土地の所在、地目、地番及び面積						
4	予定建築物等の用途						
5	建築しようとする建築物又は新設しようとする特定工作物若しくは用途の変更後の建築物の用途						
6	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途						
7	建築しようとする建築物又は新設しようとする特定工作物若しくは用途の変更後の建築物が法第42条第1項ただし書の許可条件のいずれに該当するかの記載及びその理由						
8	その他必要な事項（用途地域等）						
※土木事務所受付欄		※建築課受付欄		※決裁欄		※許可番号欄	
年 月 日		年 月 日				年 月 日	
第 号		第 号				第 号	
係員氏名		係員氏名				係員氏名	

- 注 1 申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 ※印のある欄は記載しないこと。  
 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築又は用途の変更をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

省令 別記様式第9 (第34条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更  
又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により、 (建築物) の (新築) の許可 (第一種特定工作物) の (改築) の許可 (用途の変更) の許可 (新設) の許可 を申請します。 年 月 日 群馬県知事 殿 土木事務所長 許可申請者 住所 氏名	※ 手数料欄		
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積			
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途			
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途			
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由			
5 その他必要な事項			
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 許可に付した条件			
※ 許可番号	年 月 日 第 号		
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決 裁 欄	※許 可 番 号 欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 ※印のある欄は記載しないこと。  
 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

開発登録簿閲覧申込書

※第 年 月 日 号

群馬県知事  
土木事務所長  
あて

住所  
氏名

次のとおり、開発登録簿を閲覧させてください。

- 1 閲覧目的
- 2 開発区域の位置
- 3 時間
- 4 備考

注：※印は記載しないこと。



県規制規則 別記様式第23号（規格A4）（第23条関係）

開発行為又は建築に関する証明書交付申請書

都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日

群馬県知事

あて

土木事務所長

申請者 住所  
氏名

建築物に関する事項	敷地の所在及び地番				
	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	用途地域		
	開発許可等の年月日番号	年 月 日	第 号 ( )		
		年 月 日	第 号 ( )		
		年 月 日	第 号 ( )		
	都市計画法第41条による制限の内容	年 月			
建築計画の概要	開発行為	有 無 ( )	m <sup>2</sup>		
	用途		敷地面積	m <sup>2</sup>	
	工事の種別		建築面積	m <sup>2</sup>	
その他必要事項					
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決 裁 欄		※交 付 番 号 欄	
年 月 日	年 月 日			年 月 日	
第 号	第 号			第 号	
係員氏名	係員氏名			係員氏名	

注1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は、記載しないこと。

## 運用指針 別記様式第10

## 都市計画法による命令の公示

(土地又は工作物等の)所在地

命令を受けた者の氏名

この(土地又は工作物)は、都市計画法に違反しているので、  
 年 月 日付  
 けで、同法第81条に基づき を命じた

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀損罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、 を行った場合は罰せられます。
- 3 年 月 日 (電気事業者名) (電気)  
 (水道事業者名) に対して (水道) 供給の申込の承諾を  
 (ガス事業者名) (ガス)

を保留するよう要請しています。

年 月 日

群馬県知事  
土木事務所長

（参考資料）

第 号

住所及び氏名 様

群馬県知事  
土木事務所長

開発行為等に関する聴聞について

1 開発行為等の場所	
2 予定建築物等の用途	
3 規 模	
4 そ の 他	

上記開発行為等について、次のとおり聴聞を行いますので、ご来庁下さい。

記

- 1.
- 2.

(参考資料)

第 号

住所及び氏名

様

## 命 令 書

1 開発行為等の場所	
2 予定建築物等の用途	
3 規 模	
4 そ の 他	

上記開発行為等は都市計画法に違反しているので、同法第81条第1項の規定に基づき、  
を命ずる。

年 月 日

群馬県知事  
土木事務所長

この命令に違反した者は、都市計画法第91条の規定により、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられます。

県特例要綱 別記様式第1号（規格A4）（第4条関係）

開発行為協議書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為を協議します。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 群馬県知事 あて 土木事務所長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">協議者 住所 氏名</div>			
開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者の住所氏名	
	5	工事着手予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8	法第34条の該当号及び該当する理由	
	9	その他必要な事項	
※協議済に付した条件			
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決 裁 欄	※協議済番号欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

備考 1 協議者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 ※印のある欄は記載しないこと。  
 3 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位（整数止め）として記載すること。  
 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。  
 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

県特例要綱 別記様式第3号（規格A4）（第5条関係）

予定建築物等以外の建築等協議書

<p>都市計画法第42条第2項の規定により、予定建築物以外の</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">                 建築物 第一種特定工作物             </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 5px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">                 新築 改築 用途の変更 新設             </div> <div style="margin-right: 5px;">の</div> <div>を協議します。</div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p>群馬県知事 あて 土木事務所長</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">協議者 住所 氏名</p>			
1 開発協議済年月日及び番号		年 月 日	第 号
2 工事完了公告年月日		年 月 日	
3 当該土地の所在、地目、地番及び面積			
4 予定建築物等の用途			
5 建築しようとする建築物又は新設しようとする特定工作物若しくは用途の変更後の建築物の用途			
6 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途			
7 建築しようとする建築物又は新設しようとする特定工作物若しくは用途の変更後の建築物が法第42条第1項ただし書きの許可条件のいずれかに該当するかの記載及びその理由			
8 その他必要な事項（用途地域等）			
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決 裁 欄	※協議済番号欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

注 1 協議者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 ※印のある欄は記載しないこと。  
 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築又は用途の変更をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

県特例要綱 別記様式第5号（規格A4）（第6条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書

<p>都市計画法第43条第3項の規定により、予定建築物以外の</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                 建築物 第一種特定工作物             </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">                 新築 改築 用途の変更 新設             </div> <div style="margin-left: 10px;">                 を協議します。             </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                 年 月 日             </div> <p style="margin-top: 20px;">群馬県知事 あて 土木事務所長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                 協議者 住所 氏名             </div>			
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由		
5	その他必要な事項		
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決裁欄	※協議済番号欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

備考 1 協議者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

県規制規則 別記様式第8号（規格A4）（第29条関係）

<p>群馬県指令 第 号 開発行為許可通知書</p>	
<p>年 月 日付で申請のありました</p> <p>〔第29条第1項 第29条第2項 第35条の2第1項〕</p> <p>年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">〔 開 発 行 為 〕 〔 開 発 行 為 の 変 更 〕</p> <p>について、都市計画法</p> <p>の規定により、下記の条件を付して許可します。</p> <p style="text-align: right;">群馬県知事 土木事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(条件)</p>

県規制規則 別記様式第9号（規格A4）（第29条関係）

<p>群馬県指令 第 号 開発行為不許可通知書</p>	
<p>年 月 日付で申請のありました</p>	<p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">〔 開 発 行 為 〕 〔 開 発 行 為 の 変 更 〕</p> <p>について、下記の理由に</p> <p>より許可しません。</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県開発審査会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます、この場合においては、審査請求をすることはできません。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであり、公害等調整委員会の裁定を受けた場合は、この処分についての取消しの訴えを提起することはできませんが、当該裁定に対する取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">群馬県知事 土木事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(理由)</p>

県規制規則 別記様式第13号(規格A4)(第37条関係)

群馬県指令 第	工事完了公告以前の建築等承認通知書 号	住所 氏名
年 月 日	付	け
申請のありました工事完了公告以前の		
都市計画法第37条ただし書の規定により、下記の条件を付して承認します。		
年 月 日		
	群馬県知事 土木事務所長	印
記		
(条件)		

県規制規則 別記様式第13-2号(規格A4)(第37条関係)

群馬県指令 第	工事完了公告以前の建築等不承認通知書 号	住所 氏名
年 月 日	付	け
申請のありました工事完了公告以前の		
下記の理由により承認しません。		
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3月以内に群馬県知事に対して審査請求をすることができます。		
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。		
年 月 日		
	群馬県知事 土木事務所長	印
記		
(理由)		

## 県規制規則 別記様式第15号(規格A4)(第42条関係)

用途地域の定められていない土地の区域における 建築物の特例許可通知書	
群馬県指令 第           号	住 所 氏 名
<p>年   月   日付け申請のありました用途地域の定められていない土地の区域における建築物の建築について、都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、下記の条件を付して許可します。</p> <p>年   月   日</p>	
記	群馬県知事 土木事務所長           印
(条件)	

## 県規制規則 別記様式第15-2号(規格A4)(第42条関係)

用途地域の定められていない土地の区域における 建築物の特例不許可通知書	
群馬県指令 第           号	住 所 氏 名
<p>年   月   日付け申請のありました用途地域の定められていない土地の区域における建築物の建築について、下記の理由により許可しません。</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県開発審査会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>年   月   日</p>	
記	群馬県知事 土木事務所長           印
(理由)	

県規制規則 別記様式第17号（規格A4）（第42条関係）

群馬県指令 第	予定建築物等以外の建築等許可通知書 号	住所 氏名	
年 月 日	日	付	けで申請のありました （建築物）の （特定工作物）
		の	（新 改 築） （用途の変更） （新 設）
について、			
都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、下記の条件を付して許可します。			
年 月 日			
			群馬県知事 土木事務所長
記			印
(条件)			

県規制規則 別記様式第17-2号（規格A4）（第42条関係）

群馬県指令 第	予定建築物等以外の建築等不許可通知書 号	住所 氏名	
年 月 日	日	付	けで申請のありました （建築物）の （特定工作物）
		の	（新 改 築） （用途の変更） （新 設）
について、			
下記の理由により許可しません。 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県開発審査会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます、この場合においては、審査請求をすることはできません。 また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであり、公害等調整委員会の裁定を受けた場合は、この処分についての取消しの訴えを提起することはできませんが、当該裁定に対する取消しの訴えを提起することができます。			
年 月 日			
			群馬県知事 土木事務所長
記			印
(理由)			

県規制規則 別記様式第18号（規格A4）（第43条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更  
又は第一種特定工作物の新設許可通知書

群馬県指令 第 \_\_\_\_\_ 号

住所  
氏名

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付けで申請のありました  
建 築 物 の 新 改 築 用 途 の 変 更 設 について、  
特 定 工 作 物

都市計画法第43条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

群馬県知事  
土木事務所長

記

印

(条件)

県規制規則 別記様式第18-2号（規格A4）（第43条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更  
又は第一種特定工作物の新設不許可通知書

群馬県指令 第 \_\_\_\_\_ 号

住所  
氏名

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付けで申請のありました  
建 築 物 の 新 改 築 用 途 の 変 更 設 について、  
特 定 工 作 物

下記の理由により許可しません。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県開発審査会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます、この場合においては、審査請求をすることはできません。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであり、公害等調整委員会の裁定を受けた場合は、この処分についての取消しの訴えを提起することはできませんが、当該裁定に対する取消しの訴えを提起することができます。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

群馬県知事  
土木事務所長

記

印

(理由)

県規制規則 別記様式第21号（規格A4）（第45条関係）

群馬県指令 第	開発許可に基づく地位の承継承認通知書	住所
	号	氏名
年 月 日	付け申請のありました開発許可に基づく地位の承継について、都市	
年 月 日	計画法第45条の規定により、下記の条件を付して承認します。	
		群馬県知事
		土木事務所長
	記	印
(条件)		

県規制規則 別記様式第21-2号（規格A4）（第45条関係）

群馬県指令 第	開発許可に基づく地位の継承不承認通知書	住所
	号	氏名
年 月 日	付け申請のありました開発許可に基づく地位の承継について、下記	
	の理由により承認しません。	
	この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し	
	て、3月以内に群馬県知事に対して審査請求をすることができます。	
	また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告と	
	して（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴え	
	を提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であ	
	っても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ	
	とができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決が	
	あったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起するこ	
	とができます。	
年 月 日		群馬県知事
		土木事務所長
	記	印
(理由)		

県規制規則 別記様式第24号(規格A4)

開発行為又は建築に関する証明書

都市計画法施行規則第60条の規定に基づき申請のあった次の計画について、都市計画法の規定に適合していることを証明します。

第 号  
年 月 日  
様

群馬県知事  
土木事務所長 印

- 1 建築物を建築又は特定工作物を建設しようとする土地の表示
- 2 建築しようとする建築物又は建設しようとする特定工作物の用途
- 3 改築前の建築物の用途
- 4 建築しようとする建築物又は建設しようとする特定工作物の構造規模
- 5 改築前の建築物の構造規模
- 6 備考

県規制規則 別記様式第25号(規格A4)

【廃止：令和4年4月1日から】

(表)

身 分 証 明 書

No.  
所 属  
職 名  
氏 氏  
日生

年 月 日

この者は、都市計画法第82条の規定に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。

有効期限 年 月 日まで  
年 月 日

群馬県知事 印

(裏)

都市計画法 (抄)

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

